

令和8年度

自動販売機設置事業者募集要項
(市民協働ふれあい課所管施設)

羽 曳 野 市

令和8年度自動販売機設置事業者募集要項

(市民協働ふれあい課所管施設)

羽曳野市市民生活部市民協働ふれあい課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項についてご承知いただいた上でお申し込みください。

1 公募物件

- (1) 公募物件については、各物件明細書を参照してください。

設置は物件番号ごとに各1台とします。

なお、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に設置場所を確認してください。設置場所の確認を行う場合は、市民協働ふれあい課に連絡の上、承諾を得てから行ってください。

- (2) 最低収益加算率は、全物件共通で10%とします。応募収益加算率提案書（羽曳野市所定様式2）には、10%以上の率を記入してください。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 申込の日から過去1年間において、自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）の実績を有する者。
- (2) 羽曳野市において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当し、一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 羽曳野市暴力団排除条例（平成24年羽曳野市条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 国税及び羽曳野市税に滞納がないこと。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
(該当の場合のみ)
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 羽曳野市が募集する自動販売機の公募について、過去3ヶ年のうち公募手続きにより設置事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可申請の手続きに応じなかった者でないこと。
- (9) 羽曳野市が募集する自動販売機の公募について、過去3ヶ年のうち公募手続きにより設置事業者として決定され使用許可を受けたものの、許可条件に違反し使用許可が取消された者、正当な理由な

くして自動販売機の設置を辞退した者、又は使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した者でないこと。

3 公募条件等

(1) 使用形態

自動販売機の設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可とします。

(2) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置・撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと羽曳野市が判断した場合は、当初羽曳野市が設定した公募条件等を変更しないことを前提として、当初許可から令和14年3月31日まで引き続き使用を許可します。なお使用許可開始日に関しては、設置事業候補者が要望すれば繰り上げる場合があります。

② 使用料

羽曳野市行政財産使用料条例（昭和44年羽曳野市条例第13号）第3条第5項、羽曳野市公園条例第25条第3項及び羽曳野市行政財産使用料条例施行規則（昭和44年羽曳野市規則第3号）第3条第3号により、1台につき年額18,000円とします。なお1年に満たない使用期間の場合は、日割りによって計算した額とします。

使用料は、羽曳野市が発行する納入通知書により納入期限までに全額納入してください。

③ 収益加算金

羽曳野市行政財産使用料条例第3条第4項に基づき徴収します。

収益加算金とは

収益加算金は、設置した自動販売機の各月ごとの売上金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）に、設置事業者として決定した者が提示した収益加算率を乗じた金額とします。

なお、当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

設置事業者は、各月ごとの売上金額が確認できる販売実績を、翌月5日までに書面にて羽曳野市に報告し、羽曳野市が発行する納入通知書により納入期限までに納入してください。

④ 光熱水費

自動販売機に係る電気使用料は設置事業者の負担とします。なお、設置事業者において電気量子メーターを設置してください。

電気使用料の請求額については、羽曳野市が設定した次の算定方法に基づき算出します。

・当該期間の使用量（メーター数値） × 当該期間の電気料金単価（各施設で定める単価）
なお、当該電気使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとします。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電気工事、電気量子メーター設置費を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

なお、自動販売機の設置及び撤去については、自動販売機公募物件一覧表及び物件明細書に記載の施設所管課に連絡をし、承諾を得てから行ってください。

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納入すること。
- ② 使用期間中に2－(6)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。（該当の場合のみ）
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の納入・廃棄物の搬出時間及び経路については、羽曳野市の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は物件明細書のとおりとすること。
- ⑥ 酒類（ノンアルコールビール等のアルコール疑似飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- ⑦ メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 設置事業者は、販売品目の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分確認したうえで、転倒防止策等の安全対策を講じること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(5) 使用許可の取消し及び変更

羽曳野市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が終了した場合又は許可を取消された場合は、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を羽曳野市に請求することができません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

- ① 郵送の場合（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

申込受付期間 令和8年6月24日（水）～令和8年7月13日（月）必着

送付先 〒583-8585 羽曳野市菅田4丁目1番1号

羽曳野市役所 市民生活部市民協働ふれあい課 宛

② 持参の場合

申込受付期間 令和8年6月24日(水)～令和8年7月13日(月) (土・日・祝日を除く)
午前9時～正午、午後2時～午後5時
提出場所 羽曳野市誉田4丁目1番1号
羽曳野市役所 市民生活部市民協働ふれあい課 (本庁1階5番窓口)
※電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。

(2) 申込に必要な書類 ※提出部数は各1通。

ただし、複数の物件を申し込む場合は、②は応募物件ごとに必要。

- ① 応募申込書 (羽曳野市所定様式1)
- ② 応募収益加算率提案書 (羽曳野市所定様式2) 【応募物件ごとに定型封筒に封入のこと】
- ③ 誓約書 (羽曳野市所定様式3)
- ④ 業務経歴書 (羽曳野市所定様式4)
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 履歴事項全部証明書 または 現在事項全部証明書 ※法人の場合のみ

※提出書類は、全て原本を提出すること。(証明書については発行日から3か月以内のもの。)

(3) 書類の提出について

応募収益加算率提案書のみ定型封筒に入れた上で封をし、その封筒の表面に物件番号と応募申込者の住所・氏名を油性ボールペン等で記入の上、封筒の継目部分に実印を押印し、応募申込書その他必要書類えて郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)又は持参してください。(下図参照)
複数の公募物件に申し込むことができますが、応募収益加算率提案書は1物件ごとに封筒を分けてください。

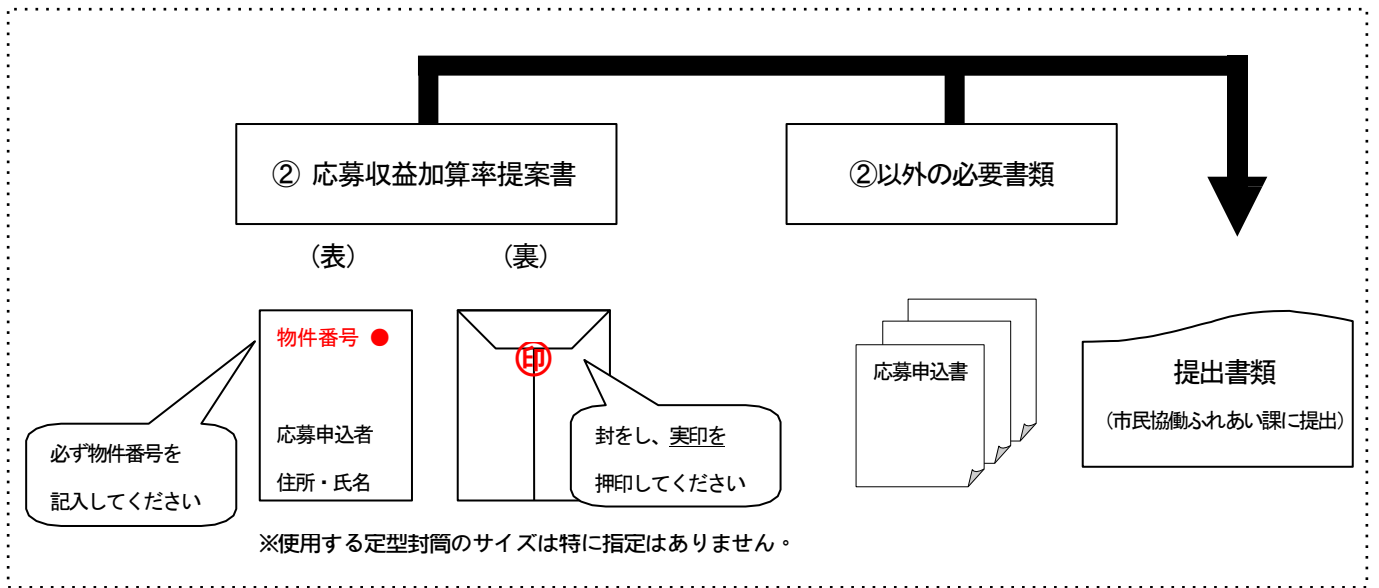
※使用する定型封筒のサイズは特に指定はありません。

(例えば、応募収益加算率提案書は長型3号、応募申込書などは角型2号等をご使用ください。)

※なお、提出いただいた書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

(4) 募集要項等に対する質問の受付

- | | |
|----------|---|
| ① 質問受付期間 | 令和8年6月24日(水)～令和8年7月3日(金) |
| ② 提出方法 | 「質問書(羽曳野市所定様式5)」により、持参、FAX又は電子メールにて提出してください。
なお、FAX又は電子メールにて提出いただいた際は、送信後電話でその旨ご連絡をお願いします。(TEL:072-947-3609〔直通〕) |
| ③ 提出先 | 羽曳野市役所 市民生活部市民協働ふれあい課
FAX:072-958-0397
メール:shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp |
| ④ 回答方法 | 令和8年7月8日(水)午後5時までに、羽曳野市ホームページにて公開します。 |



5 設置事業候補者の決定

- (1) 応募収益加算率提案書により、公募物件に対し、羽曳野市が設定する最低収益加算率以上で、最高の収益加算率で応募申し込みを行った者を設置事業候補者とします。なお、最高収益加算率の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。(くじの方法は候補者にあらためて通知します。)
- (2) 設置事業候補者の決定について
 - ① 日 時 令和8年7月15日(水)
 - ② 方 法 午後5時までに選定結果を各事業者にもメールまたはファクスで通知します。
 - (3) 決定した設置事業候補者には、設置事業候補者として決定した旨の連絡をします。
 - (4) 不正な公募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は延期することがあります。

6 資格要件の審査及び設置事業者の決定

- (1) 令和8年7月24日(金)午後5時までに下記の書類を提出いただき、必要な資格を満たしている者を設置事業者として決定し、7月下旬(予定)に通知書を送付します。なお、資格審査の結果、不適格となった場合及び設置事業者の決定までに辞退の申出があった場合は、次順位者を設置事業候補者とし、下記の書類を提出いただき資格審査を行います。以降、順次資格審査を行い、設置事業者を決定します。

《提出書類》※提出部数は各1通で、羽曳野市役所 市民協働ふれあい課に提出(提出方法は持参のみ)。

① 納税証明書

〔法人〕その3の3 ・ 〔個人〕その3の2

- ② 羽曳野市税完納証明書 ※羽曳野市内に住所又は事業所を有する者のみ
- ③ 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明」 ※個人の場合のみ
- ④ 役員名簿(氏名、ふりがな、住所、生年月日及び性別が記載されたもの) ※法人の場合のみ
- ⑤ 2-(6)にかかる許認可等の免許証の写し ※該当の場合のみ

※提出書類は、全て原本を提出すること。（証明書については発行日から3ヶ月以内のもの。）

(2) 設置事業者の公表等

羽曳野市ホームページに、決定した収益加算率及び設置事業者の法人名（または個人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置業者に決定した者は、行政財産使用許可申請提出書類を市民協働ふれあい課に提出してください。

《提出書類》※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書(羽曳野市指定様式)
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力のわかるもの)
- ④ 実施者及び連絡先届出書

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかった場合
- (3) 羽曳野市が指定する期日までに、使用料が納入されなかった場合

9 許可の取消し・変更

次のいずれかに該当する場合は、許可期間中であっても許可を取消し、又は変更する場合があります。

- (1) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (2) 許可した場所を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき
- (3) 設置事業者が許可条件に違反したとき
- (4) 法令により処罰を受けたとき
- (5) 本許可条件を変更する必要が生じたとき

10 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、羽曳野市の自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が、羽曳野市が指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じなかったとき
- (2) 許可条件に違反し使用許可が取消されたとき
- (3) 正当な理由なくして自動販売機の設置を辞退したとき
- (4) 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去したとき

11 その他

- (1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (2) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、羽曳野市財務規則その他関連法令に定めるところによります。
- (3) 2-(3)に該当するか否かを大阪府羽曳野警察署に対して照会することがあります。
- (4) 次のいずれかに該当した場合、残りの使用許可期間の設置事業者の決定方法は以下のとおりとします。

- ① 設置事業者の決定または使用許可を取消されたとき
- ② 設置事業者決定後に、正当な理由なくして自動販売機の設置を辞退したとき
- ③ 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去したとき

公募結果の次順位者を設置事業候補者とし、応募時の収益加算率を提示していただくことを条件として、必要書類を提出いただき資格審査を行います。審査の結果、設置事業者を決定します。なお、次順位者の設置事業候補者が辞退した際は、次々順位者を設置事業候補者とします。

1 2 問い合わせ

羽曳野市 市民生活部市民協働ふれあい課 高木・東

電話：072-958-1111（内線1082・1060）

FAX：072-958-0397

メールアドレス：shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp